

# 防災県土整備企業常任委員会提出資料

## 1 議案説明事項

- (1) 議案第130号、第131号  
三重県流域下水道条例、三重県営住宅条例の一部を改正する  
条例案について . . . 1
- (2) 議案第133号、134号、135号、136号  
工事請負契約について . . . 3
- (3) 議案第137号、第138号  
工事請負契約の変更について . . . 9

## 2 所管事項

- (1) 「『平成27年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等  
に係る意見」への回答について . . . 15
- (2) 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」(仮称) 中間案に  
ついて . . . 17
- (3) 三重県耐震改修促進計画の改定について . . . 27
- (4) 維持管理の「見える化」について . . . 31
- (5) 次期三重県建設産業活性化プラン(仮称) について . . . 35
- (6) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について . . . 37
- (7) 審議会等の審議状況について . . . 45

### 《別添資料》

- ・指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成26年度)

平成27年10月6日

県 土 整 備 部

【議案第130号】

三重県流域下水道条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

下水道法の一部改正に伴い、引用する条項の整理をするものです。

2 改正内容

改 正 案	現 行
(設置) 第二条 下水道法第二十五条の十第一項の 規定に基づき、流域下水道を設置する。 2 (略)	(設置) 第二条 下水道法第二十五条の二第一項の 規定に基づき、流域下水道を設置する。 2 (略)

3 条例の施行期日

公布の日

## 【議案第131号】

### 三重県営住宅条例の一部を改正する条例案について

#### 1 改正理由

福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、引用する条項の整理をするものです。

#### 2 改正内容

改 正 案	現 行
<p>(入居の資格)</p> <p>第六条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下この条において「単身入居困難者」という。）を除く。次条第二項において「老人等」という。）にあっては第二号から第七号まで、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）<u>第三十九条</u>に規定する居住制限者にあつては第六号及び第七号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>(入居の資格)</p> <p>第六条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下この条において「単身入居困難者」という。）を除く。次条第二項において「老人等」という。）にあっては第二号から第七号まで、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）<u>第二十九条第一項</u>に規定する居住制限者にあつては第六号及び第七号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

#### 3 条例の施行期日

公布の日

議案番号 第133号 工 事 請 負 契 約 に つ い て				
工 事 名	中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター中央監視制御設備工事			
施 工 場 所	津市白塚町地内 ～ 河芸町影重地内			
契 約 金 額	1,411,020,000円（消費税等含む）			
請 負 者 住 所 氏 名	愛知県名古屋市瑞穂区須田町2番56号 メタウォーター株式会社営業本部中日本営業部 部長 中野 順			
契 約 工 期	議決日から880日間			
<u>工事内容</u> 中央監視制御設備新設 管理棟 監視制御設備、運転操作設備等新設 1 式 ポンプ機械棟 監視制御設備、運転操作設備等新設 1 式 水処理棟 監視制御設備、運転操作設備等新設 1 式 汚泥棟 監視制御設備、運転操作設備等新設 1 式				
契 約 方 法	一般競争入札			
入 札 状 況	年 月 日	平成27年7月14日	評価値 0.97282（最高値 0.97282 最低値 0.88934）	
	業 者 数	12	価 格	最低 1,409,292,000 円（消費税等含む） 1,304,900,000 円（消費税等抜き）
				最高 1,418,040,000 円（消費税等含む） 1,313,000,000 円（消費税等抜き）
	回 数	1	予 定 価 格	1,658,916,720 円（消費税等含む） 1,536,034,000 円（消費税等抜き）

議案番号 第134号 工 事 請 負 契 約 に つ い て

工 事 名	中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター管理棟（建築）工事			
施 工 場 所	津市河芸町影重3095-2 他			
契 約 金 額	631,800,000円（消費税等含む）			
請 負 者 住 所 氏 名	津市大倉19番1号 日本土建・三重農林建設特定建設工事共同企業体 代表者 日本土建株式会社 取締役社長 田村 欣也			
契 約 工 期	議決日から435日間			
<p><u>工事内容</u></p> <p>建築工事 1式 管理棟 RC造 3階建 建築面積991.33m<sup>2</sup> 延べ面積2,516.80m<sup>2</sup>（新築） 渡り廊下A S造 2階建 建築面積36.52m<sup>2</sup>（新築） 渡り廊下B S造 2階建 建築面積27.80m<sup>2</sup>（新築）</p>				
契 約 方 法	一般競争入札			
入 札 状 況	年 月 日	平成27年7月24日	評価値 2.02051（最高値 2.02051 最低値 2.02051）	
	業 者 数	1	価 格	
				最低
	回 数	1	予 定 格	642,463,920 円（消費税等含む） 594,874,000 円（消費税等抜き）
			最高	631,800,000 円（消費税等含む） 585,000,000 円（消費税等抜き）

議案番号 第135号 工 事 請 負 契 約 に つ い て				
工 事 名	中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター水処理機械設備工事			
施 工 場 所	津市白塚町地内 ～ 河芸町影重地内			
契 約 金 額	1,192,320,000円（消費税等含む）			
請 負 者 住 所 氏 名	愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目24番30号 日立造船株式会社中部支社 支社長 金谷 孝之			
契 約 工 期	議決日から880日間			
<u>工事内容</u> 水処理機械設備新設 水処理設備（1系） 1 式 送風機設備 1 式 ろ過設備 1 式 消毒設備 1 式 水処理脱臭設備 1 式				
契 約 方 法	一般競争入札			
入 札 状 況	年 月 日	平成27年7月22日	評価値 1.13315（最高値 1.13315 最低値 0.96685）	
	業 者 数	17	価 格	
				最低
	回 数	1	予 定 格	最高
				1,391,796,000 円（消費税等含む） 1,288,700,000 円（消費税等抜き）

議案番号 第136号 工 事 請 負 契 約 に つ い て

工 事 名	中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター汚泥処理機械設備工事
施 工 場 所	津市白塚町地内 ～ 河芸町影重地内
契 約 金 額	602,964,000円（消費税等含む）
請 負 者 住 所 氏 名	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目22番8号 クボタ環境サービス株式会社中部支店 支店長 栗野 卓
契 約 工 期	議決日から880日間

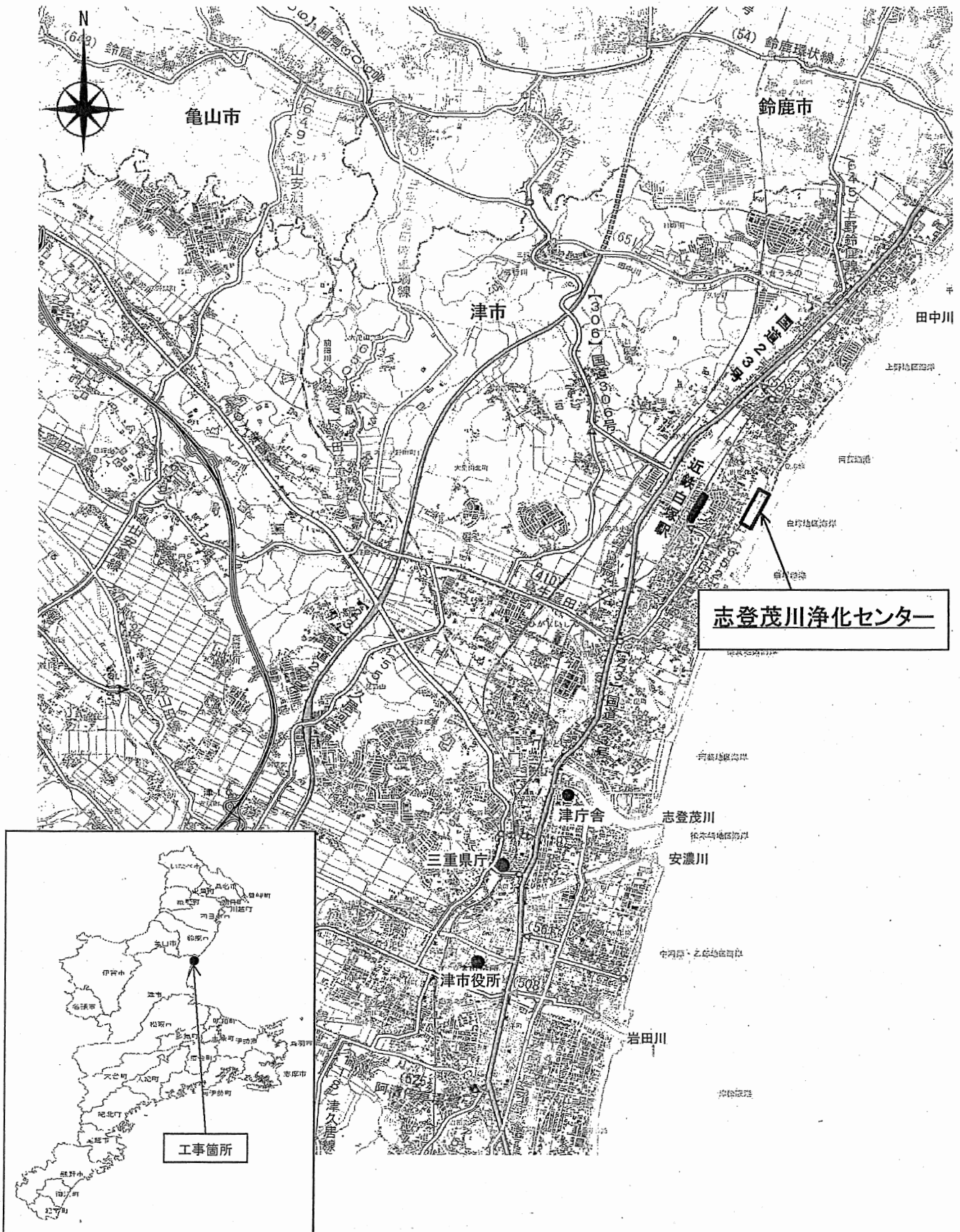
工事内容

汚泥処理機械設備新設  
 汚泥濃縮設備 1 式  
 汚泥脱水設備 1 式  
 汚泥脱臭設備 1 式

契 約 方 法 一般競争入札

入 札 状 況	年月日	平成27年7月22日	評価値 2.05624（最高値 2.05624 最低値 1.76708）		
	業 者 数	9	価 格	最低	597,240,000 円（消費税等含む） 553,000,000 円（消費税等抜き）
				最高	695,520,000 円（消費税等含む） 644,000,000 円（消費税等抜き）
	回 数	1	予 定 格 価 格	711,456,480 円（消費税等含む） 658,756,000 円（消費税等抜き）	

【議案第133号～第136号】  
位置図

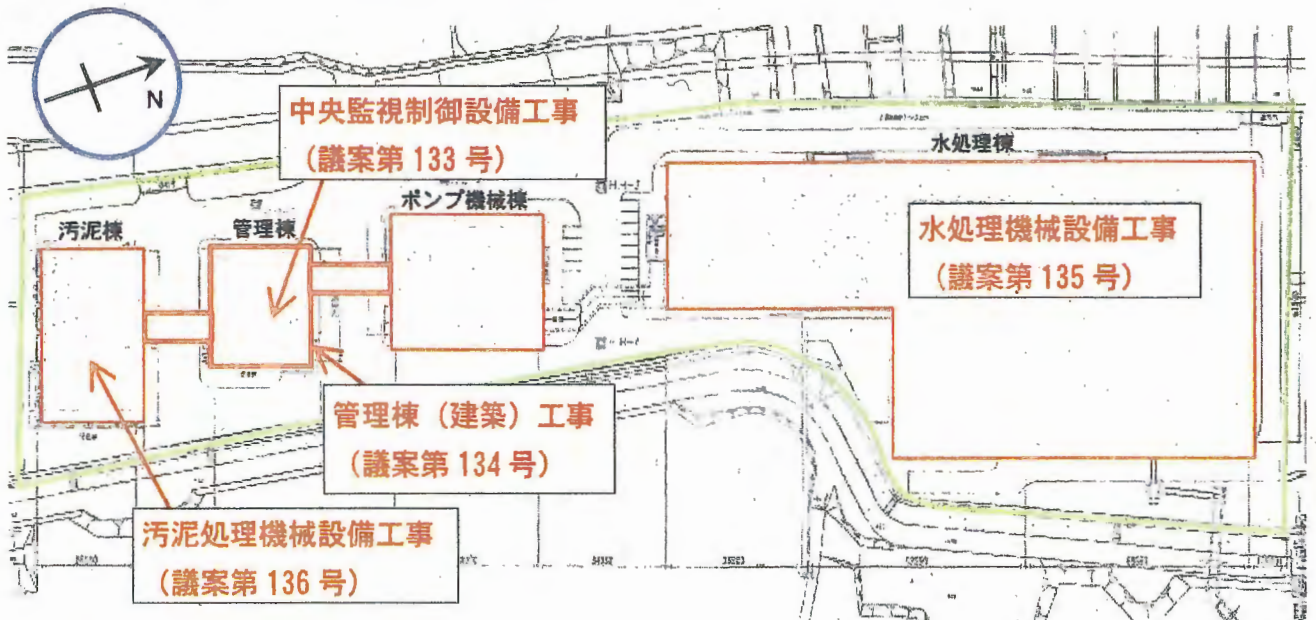




# 志登茂川浄化センター 全景写真



# 志登茂川浄化センター 施設配置図



議案番号 第137号 工事請負契約の変更について	
工事名	一般国道477号四日市湯の山道路道路改良(吉沢高架橋(仮称)上部工)工事
施工場所	三重郡菰野町大字吉沢地内～大字大強原地内
契約金額	変更前 1,231,650,000 円 (消費税等含む) 変更後 1,221,432,450 円 (消費税等含む)
請負者 住所氏名	松阪市大津町1607番地の1 宇野重工・JFEエンジニアリング特定建設工事共同企業体 代表者 宇野重工株式会社 代表取締役社長 宇野 恭生
契約工期	平成25年10月16日～平成27年12月24日
<u>工事内容</u> 橋梁上部工 橋長 L=399.0m 幅員 W=6.5m(8.0)m 上部工(7径間連続鋼細幅箱桁橋) 1橋 工場製作工 W=1,284t 鋼橋架設工 W=1,284t プレキャスト床版工 A=2,789m <sup>2</sup> 現場打床版工 V=189m <sup>3</sup>	<u>変更理由</u> 現地調査の結果、当初予定していた仮設工事が不要となったことなどにより、減額を行うものである。
契約方法	随意契約

【議案第137号】

位置図



一般国道477号四日市湯の山道路 道路改良（吉沢高架橋（仮称）上部工）工事 概要

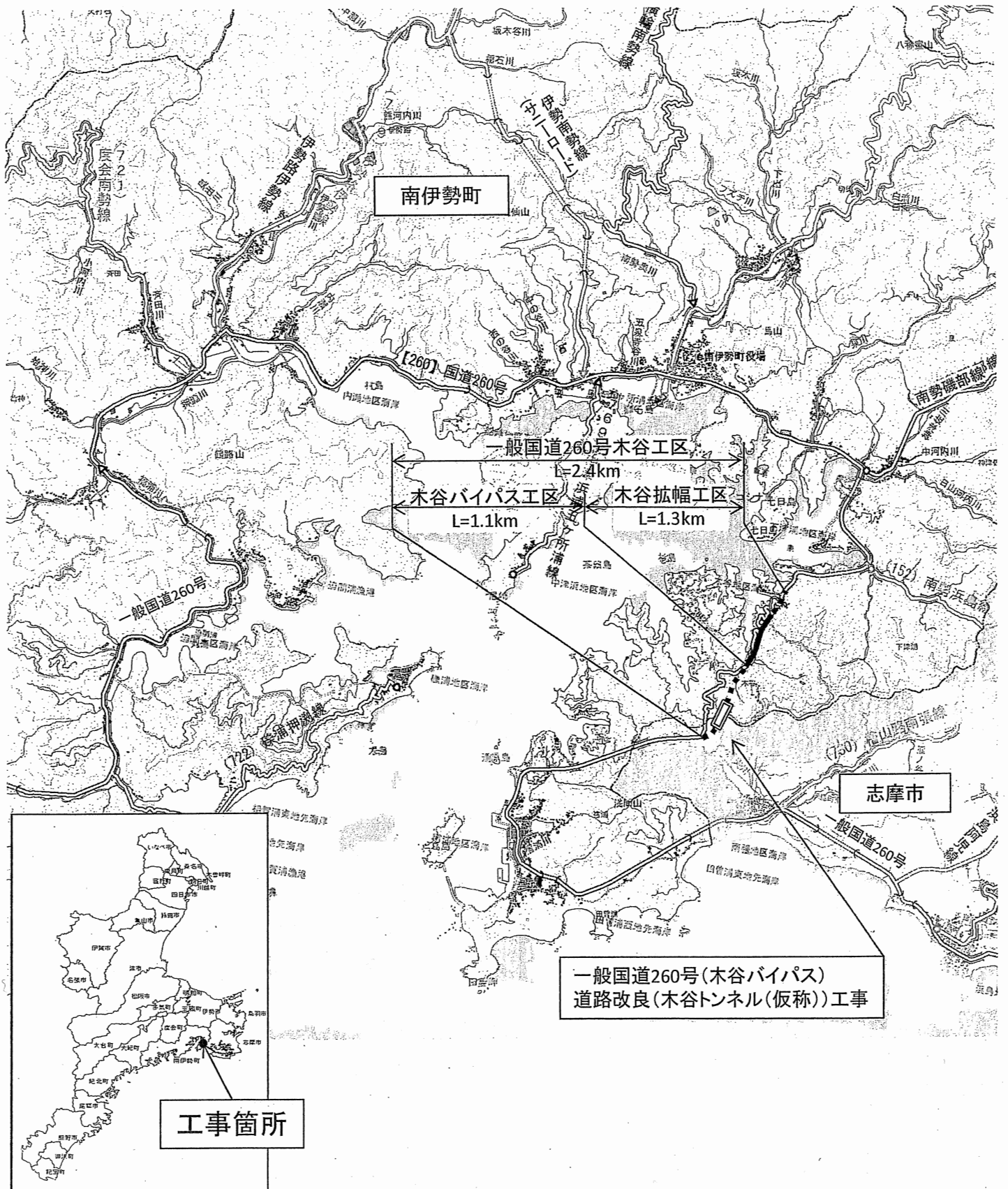


議案番号 第138号 工事請負契約の変更について

工 事 名	一般国道260号（木谷バイパス）道路改良（木谷トンネル（仮称））工事	
施 工 場 所	志摩市浜島町南張地内 ～ 度会郡南伊勢町木谷地内	
契 約 金 額	変更前	1,324,080,000 円（消費税等含む）
	変更後	1,311,602,760 円（消費税等含む）
請 負 者	津市大倉19番1号	
住 所 氏 名	日本土建・稲葉建設・谷口建設特定建設工事共同企業体	
	代表者 日本土建株式会社	
	取締役社長 田村 欣也	
契 約 工 期	平成26年6月27日 ～ 平成27年12月18日	
<u>工事内容</u>	<u>変更理由</u>	
施工延長	L=743.0 m	残土処分地について、近隣地での処分が可能となったことなどにより、減額を行うものである。
幅員	W=6.0 (9.75) m	
トンネル工	L=433.0 m	
内空断面積	A=56.8m <sup>2</sup>	
掘削工 (NATM発破工法)	V=31,920m <sup>3</sup>	
覆工コンクリート工	V=3,791m <sup>3</sup>	
道路工	L=310.0m	
契 約 方 法	随意契約	

# 【議案第138号】

## 位置図



①トンネル掘削状況(1)



切羽(きりは)観察状況

②トンネル掘削状況(2)



掘削工(削孔状況)

③坑口部(志摩市側)の現況



④トンネル内部の現況



「『平成27年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

防災県土整備企業常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
112	治山・治水・海岸保全の推進	県土整備部	土砂災害警戒区域を指定していくにあたっては、地籍調査も進むよう、関係機関との連携に取り組まれない。	土砂災害警戒区域の指定に際し実施する関係市町および地元への説明会を活用し、地籍調査が推進されるよう関係部と連携して働きかけていきます。
353	快適な住まいまちづくり	県土整備部	移住促進のための新たな空き家リノベーション支援事業については、関係機関と連携しながら取り組まれない。	移住促進のための空き家リノベーション支援事業については、「ええとこやんか三重 移住相談センター」等を活用した情報発信などにより、関係部と連携しながら取組を進めているところです。





# みえ県民カビジョン・第二次行動計画（仮称）

## 《中間案》

県土整備部主担当分抜粋

### (施策)

施策113 治山・治水・海岸保全の推進

施策351 道路網・港湾整備の推進

施策353 安全で快適な住まいまちづくり

### (行政運営の取組)

行政運営7 公共事業推進の支援

## 施策113 治山・治水・海岸保全の推進

### 県民の皆さんとめざす姿

洪水、土砂災害、高潮、津波など自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

### 現状と課題

- 頻発・激甚化する風水害・土砂災害や、台風の大規模化による高潮災害の懸念など、激化する風水害に対する県民の皆さんの安全・安心を確保するため、河川・海岸・土砂災害防止施設の整備を着実に進めてきましたが、河川・海岸の堤防整備などのハード対策の必要性は依然として高く、引き続き効果的・効率的な整備が求められています。
- 南海トラフ地震の発生が懸念されている中、海拔ゼロメートル地帯などにおける河川・海岸堤防や河口部の大型水門等の耐震対策や脆弱箇所の補強対策を進めました。切迫する大規模地震や津波に備え、海岸保全施設や河川管理施設等の機能の確保と強化が求められています。
- ハード・ソフト一体となった効果的な防災・減災対策を推進するため、ソフト対策として、市町が洪水ハザードマップを作成するために必要な河川の浸水想定区域図の作成や土砂災害警戒区域の指定等を進めてきましたが、平成27年の水防法改正により想定し得る最大規模の降雨を前提とした河川の浸水想定区域図の作成が求められています。また土砂災害に対する警戒避難体制強化を支援するため、早期の調査完了と区域指定が求められています。
- 土砂堆積により流下能力が低下している河川の堆積土砂撤去を進めるとともに、老朽化が進んでいる河川・海岸・土砂災害防止施設について、長寿命化計画の策定や同計画に基づく対策を実施しました。引き続き、適切な維持管理による機能の確保と施設の老朽化対策が求められています。

### 新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんの安全で安心な暮らしを確保するため、近年多発する水害・土砂災害や、発生が懸念されている南海トラフ地震に対する備えとして、施設整備を推進するとともに、警戒避難体制整備を支援する取組等、ハード・ソフト一体となった取組を進めます。  
また、老朽化した施設の適切な維持管理を実施していきます。

### 取組方向

- 県民の皆さんの生命、財産を守る河川・海岸堤防や治山・土砂災害防止施設の整備などのハード対策については、緊急に必要となるものに重点化、効率化を図り、早期に効果を発現させます。
- 切迫する大規模地震や津波による被害を軽減するため、堤防や大型水門・排水機場等の補強や耐震対策を進めます。なお、海岸保全施設等における地震・津波対策として、これまで進めてきた整備に加え、粘り強い構造とする対策を取り入れた整備を実施します。
- 自然災害から県民の皆さんの生命を守ることを最優先とし、的確な避難に資するソフト対策として、水防法改正に伴う河川の浸水想定区域図の作成や、土砂災害警戒区域を指定するための基礎調査を推進します。
- これまで整備してきた施設の機能を確保するとともに施設の延命化を図るため、河川の大型水門等の施設について、長寿命化計画に基づき計画的な修繕・更新に取り組みます。また、市町から二一ズの高い河川堆積土砂の撤去については、関係市町と選定した撤去箇所の情報を共有しながら、堆積土砂の撤去を推進します。

平成31年度末での到達目標

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るための施設整備や、施設の適切な維持管理が行われ、自然災害への対策が講じられている人家数が増加しています。また、河川の浸水想定区域図の作成や土砂災害警戒区域の指定などの取組が進み、県民の皆さんの主体的な警戒避難の支援が行われています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
自然災害への対策が講じられている人家数			河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数

主な取組内容  
(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
<p>11301 洪水対策の推進 (主担当：県土整備部河川課)</p> <p>洪水、高潮等による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、河川堤防の整備、堆積土砂の撤去等と併せて、平成27年の水防法改正に伴う河川の浸水想定区域図の作成等に取り組みます。</p>	浸水想定区域図作成河川数		
	〔目標項目の説明〕 浸水想定区域図を作成した河川数		
<p>11302 土砂災害対策の推進 (主担当：県土整備部防災砂防課)</p> <p>土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、土砂災害防止施設の整備や土砂災害危険箇所における基礎調査を進め、土砂災害警戒区域の指定に取り組みます。</p>	基礎調査実施数		
	〔目標項目の説明〕 土砂災害警戒区域指定のための基礎調査の実施数		
<p>11303 高潮・津波対策の推進 (主担当：県土整備部港湾・海岸課)</p> <p>高潮、津波による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、高潮災害防止のための海岸堤防の整備や、地震・津波対策としての堤防耐震化、粘り強い構造とする施設整備に取り組みます。</p>	堤防耐震化延長		
	〔目標項目の説明〕 伊勢湾沿岸の耐震対策を実施した海岸堤防延長		
<p>11304 山地災害対策の推進 (主担当：農林水産部治山林道課)</p> <p>山崩れや土石流等の山地災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、治山施設の整備に取り組みます。</p>	山地災害危険地区整備着手地区数		
	〔目標項目の説明〕 治山施設整備に着手した山地災害危険地区数		

## 施策351 道路網・港湾整備の推進

### 県民の皆さんとめざす姿

中部圏と近畿圏を結ぶ高速道路ネットワークが形成されるなど、県民の皆さんの生活や地域の経済活動を支える道路網や港湾の整備が進み、安全・安心が高まるとともに、人と人、地域と地域が力強く結ばれ、県内外との交流・連携を広げています。

### 現状と課題

- 多くの幹線道路が供用し、地域の安全・安心が高まるとともに、渋滞の緩和や地域間の交流・連携の促進が図られたなど、さまざまな整備効果が現れてきましたが、道路整備に対するニーズは依然として高く、未だミッシングリンクが存在しているなど、三重県の道路整備は未だ道半ばであり、引き続き計画的かつ効果的・効率的な道路整備を進める必要があります。また、平成33年の国体の本県開催に向け、県内外からの各競技会場への来場者の利便性、安全性の向上を図るための道路整備が必要です。さらに、伊勢志摩地域への誘客促進や活性化のため、伊勢二見鳥羽ラインの無料化前倒しおよび県営サンアリーナ前の仮設インターの常時開放に向けた取組を進める必要があります。
- 通学児童等の安全確保に向けた取組等を計画的に進めていますが、引き続き、道路利用者が安全・安心に利用できるよう道路施設の機能向上を図る必要があります。また、すべての道路管理者が連携し、道路インフラの予防保全・維持管理の体制強化を図ってきましたが、今後、施設の高齢化がますます進展することなどに伴い維持管理コストの増大が予想される中、さらなる老朽化対策の推進、道路舗装等の計画的な維持管理、施設の耐震性の向上が必要です。
- 県管理港湾については、鳥羽マリンタウンの整備や、尾鷲港の耐震強化岸壁の整備を行いました。今後は恒常的なサービス提供および災害対応力の強化のため、臨港道路の橋梁の耐震対策を進めるとともに、岸壁等の老朽化した施設について予防保全的な修繕、更新を進めていく必要があります。

### 新しい豊かさ・協創の視点

幹線道路整備を重点的に進めてきたことにより、多くの高規格幹線道路や直轄国道等の供用が進む中、これらの整備効果を最大限に生かすネットワークの形成に向け、さらなる道路網・港湾整備を推進します。

また、インフラの高齢化が進展する中、県民の皆さんの安全・安心を支えるため、インフラの効果的・効率的な維持管理を進めます。

### 取組方向

- 大規模地震や異常気象による集中豪雨等の自然災害の脅威に対し、地域の安全・安心を支えるとともに、集積する産業や魅力ある観光等、地域の成長を支える基盤として、さらに平成33年の国体の本県開催に向けて、新名神高速道路、東海環状自動車道、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、熊野道路および新宮紀宝道路等の高規格幹線道路、北勢バイパス、中勢バイパス、桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）、松阪多気バイパス等の直轄国道および四日市湯の山道路や磯部バイパス等の県管理道路が一体となった道路ネットワークの形成、柔軟な対応を織り交ぜた県管理道路の計画的かつ効果的・効率的な整備を推進します。また、未事業化区間の早期事業化を国等に一層強く働きかけるとともに、地域高規格道路の都市計画決定や事業化に向けた検討を推進します。さらに、伊勢二見鳥羽ラインの無料化前倒しおよび県営サンアリーナ前の仮設インターの常時開放に向けた取組を進めます。
- 交通事故対策や交通弱者への対応など、利用者が安全・安心に利用できるよう道路施設の機能向上を図るとともに、安全・快適な走行性を維持します。また、道路施設について、長寿命化計画に基づく点検・診断・措置・記録を確実に実施し、メンテナンスサイクルの確立を図り、効果的・効率的な修繕・更新等を進めます。なお、メンテナンスサイクルの確実な実施にあたり、「維持管理の見える化」に取り組めます。
- 県管理港湾について、恒常的なサービス提供および災害対応力の強化のため、岸壁等の老朽化した施設について予防保全的な修繕、更新を進めていくとともに、臨港道路の橋梁について、物資輸送などの災害復興活動等に利用できるよう、耐震対策を実施します。また、水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設について、長寿命化計画の策定を進めます。

平成31年度末での到達目標

大規模地震発生への備えや、県内外との交流・連携を支えるための基盤づくりなど、地域の新たな課題や県民の皆さんの多様なニーズに的確に対応する道路・港湾の整備が進み、道路・港湾が担うべき機能が強化・充実することにより、利用者の安全性と利便性が向上しています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長			県内の高規格幹線道路、直轄国道や県管理道路の新規に供用した延長

主な取組内容

(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容		目標項目	現状値	目標値
35101 高規格幹線道路および直轄国道の整備促進 (主担当：県土整備部道路企画課)	産業活動や観光交流に伴い増加する交通需要への対応、交通渋滞の解消や、地域のさらなる安全・安心の向上、活性化をめざし、高規格幹線道路および直轄国道の整備促進を図るとともに、国・県・市町等と連携し、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進めます。	高規格幹線道路および直轄国道の新規供用延長		
		〔目標項目の説明〕 県内の高規格幹線道路および直轄国道の新規に供用した延長		
35102 県管理道路の整備推進 (主担当：県土整備部道路建設課)	多くの高規格幹線道路や直轄国道の供用が進む中、これらの整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成に向け、また、県民ニーズへの的確な対応を図るため、早期に効果が発現できる柔軟な対応を織り交ぜながら、計画的かつ効果的・効率的な県管理道路の整備を推進します。	県管理道路の新規供用延長		
		〔目標項目の説明〕 県管理道路の新規に供用した延長		
35103 適切な道路の維持管理 (主担当：県土整備部道路管理課)	安全・快適に利用できるよう、道路施設の機能を適切に維持管理し、路面の舗装等、予防保全的な修繕、更新等を進めます。	舗装の維持管理指数		
		〔目標項目の説明〕 県管理道路における舗装の状態を示す指数の平均値(5.0以上が、安全性・快適性が確保される望ましい値)		
35104 県管理港湾の機能充実 (主担当：県土整備部港湾・海岸課)	県管理港湾における岸壁の更新・大規模修繕を実施するほか、緊急輸送道路に影響する臨港道路橋梁の耐震対策を実施するとともに、港湾施設のメンテナンスサイクルの確立を図るため、長寿命化計画の策定を進めます。	県管理港湾における岸壁の更新・大規模修繕実施延長		
		〔目標項目の説明〕 県管理港湾における岸壁のうち、更新・大規模修繕を実施する施設延長		

## 施策353 安全で快適な住まいまちづくり

### 県民の皆さんとめざす姿

人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造（コンパクトなまちづくり）の構築が進むとともに、都市基盤の整備やゆとりある住まいづくりが行われるなど、県民の皆さんと共に、住まいやまちづくりのことを考え、地域の個性を生かした魅力あるまちで、誰もが安心して、快適に暮らしています。

### 現状と課題

- 集約型都市構造の形成につながる都市計画の決定や鉄道と道路の立体交差化等の都市基盤の整備を進めてきました。引き続き、持続可能性の高い都市構造の実現、地震・津波等大規模災害に対応したまちづくりに向けた都市計画の策定や都市基盤の整備が求められています。
- 耐久性・省エネ性等を備えた長期優良住宅の普及促進と認定を行うとともに、県営住宅の適切な維持管理を進めてきました。また、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者等の方々への支援の充実を図っています。引き続き、誰もが安全安心で豊かな住生活を楽しむことができるよう、将来にわたって住み続けることができる良質な住宅への転換や住宅確保要配慮者への支援が求められています。
- 建築主事を置く市と連携して、特殊建築物の維持保全適合率の向上に取り組みました。引き続き、建築基準法や都市計画法に基づく許認可や指導・助言を行うことにより、快適な住環境、安全安心な建築物の確保を図ることが求められています。
- 県や市が景観計画を策定するなど、良好な景観づくりに向けた取組を進めてきました。個性豊かで魅力ある景観まちづくりを推進するため、引き続き、地域住民と行政の協働による修景整備や、市町が主体となった景観づくりへの取組が求められています。

### 新しい豊かさ・協創の視点

都市における効果的な医療・福祉・子育て支援・商業等生活サービス提供のための都市機能の中心拠点への集約、持続的な生活サービスやコミュニティ確保のためのその周辺部等への居住の誘導を一体的に取り組み、コンパクトなまちづくりを進めます。また、地域の実情に即した地震・津波等大規模災害に強いまちづくりに向けた取組を推進します。

### 取組方向

- 人口減少・超高齢社会、地震・津波等大規模災害に対応したまちづくりの形成に向け、都市計画の策定の基本となる方針を定め、市町による都市マスタープランおよび立地適正化計画（居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的な計画）の策定や実施に対する支援を行います。また、都市交通の円滑化、都市防災、都市環境の保全等の機能を高めるため、街路の整備や電線類の地中化を進めます。
- 将来世代にわたって住み続けることができる良質な住宅の普及促進等による、安全安心な居住環境の構築を推進するとともに、適切な情報提供による既存ストックの活用に取り組みます。また、県営住宅の機能改善や長寿命化等による適切な維持管理を継続するとともに、高齢者をはじめとする住宅の確保に特に配慮を要する方々の民間賃貸住宅への円滑な入居のための支援体制の充実にも努めます。
- 新築建築物等の完了検査の徹底など建築基準法の遵守を促し、適法な建築物の確保に努めるとともに、不特定多数の者が利用する特殊建築物の定期報告における適正な維持保全への指導・助言を行うことにより、既存建築物の安全性確保に努めます。
- 県民の皆さんと行政がそれぞれの役割を理解して、協働による景観まちづくりの取組を進めます。また、良好な景観づくりを進めるため、三重県景観計画に基づく建築物の規制誘導や地域が主体となる景観づくりに対する市町支援などを行うとともに、屋外広告物の適正な設置に取り組みます。

平成31年度末での到達目標

これまで進めてきた安全・快適な都市環境を形成するための基盤整備、地域の個性を生かした景観形成、安全安心で豊かな住環境の整備の取組に加え、市町都市マスタープランおよび立地適正化計画の策定など集約型都市構造の形成につながる取組が進むことにより、誰もが魅力を感じ、安全で快適な住まいまちづくりが進んでいます。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
生活サービス施設が身近に存在するまちづくりを推進する事業に着手した数（累計）			住宅及び都市機能増進施設（医療施設、商業施設等）の立地の適正化を図るための計画（立地適正化計画）に位置付けられた、誘導する施設の整備やその周辺の基盤整備等に着手した件数

主な取組内容  
(基本事業)

県の活動指標

目標項目	現状値	目標値
<p>35301 安全で快適なまちづくりの推進 (主担当：県土整備部都市政策課)</p> <p>集約型都市構造の形成に向け、都市計画の策定の基本となる方針を定めます。また、街路の整備や電線類の地中化等による都市基盤整備を実施します。</p>	緊急輸送道路となっている街路で無電柱化された箇所数（累計）	
〔目標項目の説明〕 県が整備する緊急輸送道路となっている街路において、電線を地中化し、電柱を無くすことができた箇所数		
<p>35302 安全で快適な住まいづくりの推進 (主担当：県土整備部住宅課)</p> <p>長期優良住宅の普及啓発とともに、既存住宅のストックの活用を促進します。また、県および市町の公営住宅の安全性を確保し適正に維持管理するとともに、住宅の確保に特に配慮を要する方々への支援体制の整備等住宅セーフティネットの充実を図ります。</p>	県営および市町営住宅の長寿命化工事達成割合	
〔目標項目の説明〕 県および市町が策定する「公営住宅等長寿命化計画」に基づく、改善を要する県営および市町営住宅の長寿命化工事を実施した割合		
<p>35303 適法な建築物の確保 (主担当：県土整備部建築開発課)</p> <p>不特定多数の者が利用する既存建築物を対象とした維持保全の適合状況を把握するための定期報告の審査や防災査察等を実施します。また、新築等の建築物に対する中間検査および完了検査の検査率向上に取り組むとともに違反建築物に対する是正指導を実施します。</p>	不特定多数の者が利用する大規模建築物の維持保全適合率	
〔目標項目の説明〕 不特定多数の者が利用する大規模建築物において維持保全が適正に行われている建築物の割合		
<p>35304 参画と協働による景観まちづくりの推進 (主担当：県土整備部景観まちづくり課)</p> <p>地域の個性を生かした景観まちづくりを進めるため、住民との協働による修景整備や景観に配慮した建築物への誘導、景観行政団体に向けた市町支援、県民への普及啓発、適正な屋外広告物の設置に向けて取り組みます。</p>	市町、県が制定した景観計画等の件数および市町に屋外広告物の権限移譲を行った件数（累計）	
〔目標項目の説明〕 景観まちづくりの指針となる景観計画等の件数および屋外広告物の許可指導権限を市町に移譲した件数		



## 行政運営 7 公共事業推進の支援

### めざす姿

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正かつ着実に実施することにより、県民の皆さんの公共事業への信頼感が向上していることをめざします。

### 現状と課題

- 公共事業評価については、公共事業の適正化に向けて取り組んできました。今後も公共事業を取り巻く環境等の変化に対応し、適正な評価に努めるとともに評価の内容の見直しや、電子調達システムをはじめとするCALS/EC（公共事業の情報化）の適正な運用に努めることにより、県民の皆さんの公共事業に対する信頼感を確保していくことが求められています。
- 入札契約制度については、公正性・透明性を確保するために、第三者機関である「三重県入札等監視委員会」の審査結果をふまえ、制度の改善、適正な運用などに取り組んできましたが、県民の皆さんの公共事業に対する信頼感の向上に向けて、引き続き、着実に取り組んでいく必要があります。
- 担い手不足や若年入職者の減少などの現状をふまえ、平成26(2014)年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が改正されました。発注者の責務として「担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定」等が明記されたことから、中長期的な担い手の育成に向けた公共事業の実施プロセスの改善が求められています。

### 新しい豊かさ・協創の視点

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性の確保や、事業の適正な実施とともに、県民の皆さんが安全・安心に暮らすことができるよう、引き続き公共工事の品質確保を図り、県民の皆さんの公共事業への信頼感の向上に努めます。

### 取組方向

- 公共事業評価については、公共事業を取り巻く環境等の変化に対応し、適正な評価に努めていきます。また、電子調達システムをはじめとするCALS/EC（公共事業の情報化）について、適正な運用に努めます。
- 公共工事の公正性、透明性を確保するため、外部委員で構成される「三重県入札等監視委員会」における調査審議等により、引き続き入札契約制度の改善、適正な運用などに取り組みます。
- 改正された品確法の趣旨をふまえ、中長期的な担い手の育成・確保ができるような入札契約制度の見直しなどに取り組みます。

平成31年度末での到達目標

公共事業の再評価、事後評価制度および入札契約制度を適正に運用することにより、公共事業の公正性、透明性が確保され、着実に公共事業が実施されることで、公共事業への信頼感が向上しています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
公共事業予算上半期発注率			県土整備部所管の公共事業予算における上半期での発注高の割合

主な取組内容  
(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
<p>40701 公共事業の適正な執行・管理 (主担当：県土整備部公共事業運営課)</p> <p>事業の適正な実施に向けて、公共事業を取り巻く環境等の変化に対応し、適正な評価を行います。また、CALS/ECなど電子調達システムの適正な運用に努めます。</p>	三重県公共事業評価審査委員会の審査における適正率		
	<p>〔目標項目の説明〕 公共事業評価制度において、外部委員で構成される「三重県公共事業評価審査委員会」で当該年度に審査を受け適正とされた割合</p>		
<p>40702 公共事業を推進するための体制づくり (主担当：県土整備部公共事業運営課)</p> <p>実施プロセスの公正性、透明性を確保するため、引き続き入札契約制度の改善と適正な運用に取り組みます。</p>	三重県入札等監視委員会による調査審議結果に基づく改善率		
	<p>〔目標項目の説明〕 入札および契約の適正化を図るために外部委員で構成された「三重県入札等監視委員会」による入札および契約の調査審議の結果、改善事項があると意見がなされた際、これを受けて入札契約制度を改善した割合</p>		



## 三重県耐震改修促進計画の改定について

### 1 三重県耐震改修促進計画

#### (1) 三重県耐震改修促進計画の概要

三重県耐震改修促進計画（以下、『計画』という）は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、『耐促法』という。）に基づき、平成 19 年 3 月に平成 27 年度末までを計画期間として策定したものです。

この計画では、地震による住宅及び建築物の被害を軽減し、県民の生命や財産を守ることを目的に、主に以下の内容を定めています。

- ① 住宅及び建築物の耐震化の目標
- ② 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策
- ③ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する普及啓発方策
- ④ 耐震診断及び耐震改修の指導等

#### (2) 計画をとりまく状況（耐促法の改正）

平成 25 年 11 月に耐促法が改正され、昭和 56 年 5 月以前の建築物の耐震化を促進するために、新たな規制措置が規定されました。

そのうち、ホテルや物品販売店等の「不特定多数の者が利用する建築物のうち大規模建築物等」については、平成 27 年 12 月 31 日までに、その耐震診断の結果を所管行政庁へ報告する義務が規定されたため、補助制度を創設して優先的な耐震化の促進に取り組んでいます。

また、「地方公共団体が指定する緊急輸送道路等避難路を閉塞するおそれのある沿道建築物」（以下、『沿道建築物』という。）については、都道府県や市町村の耐震改修促進計画において、耐震診断義務化対象路線の指定や耐震診断結果の報告期限を定めることができるようになりました。この耐震診断に要する費用について、行政が負担することも併せて規定されました。

これらの耐促法の改正を踏まえ、平成 32 年度末までを計画期間とし、平成 28 年度当初からの運用に向けて計画の改定作業を進めています。

### 2 計画の改定

#### (1) 改定の手順

計画の改定に当たり、庁内の関係各課との連絡会議を設置すると共に、県と市町村の関係各課とのワーキンググループを設置し、関係施策について定期的に協議し調整を進めています。

また、専門有識者で構成する懇話会を設置し、施策案に対し専門的な見地からの意見を聴いています。

## (2) 部分的な先行改定

計画の改定事項のうち、耐震診断義務化対象路線の指定に関する事項について、第1次緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化が防災上特に重要であり、当該沿道建築物の特定作業が終了したことから、平成28年3月の計画の全部改定に先立ち、年内に部分的な改定を先行し、当該沿道建築物の耐震化促進に向けた取組を進めます。

## (3) 改定スケジュール（予定）

平成27年10月下旬 部分改定素案に係るパブリックコメントの実施

平成27年12月下旬 耐震診断義務化対象路線の指定と耐震診断補助制度の創設

全部改定素案に係るパブリックコメントの実施

## 3 耐震診断義務化対象路線の指定

### (1) 沿道建築物の特定

本県は、耐震診断義務化対象路線の指定に向けて、三重県緊急輸送道路ネットワーク計画により定めた、第1次、第2次、第3次緊急輸送道路の沿道建築物の高さと前面道路の幅員を調査し、平成26年度に沿道建築物の特定を終了しました。その結果、県が所管行政庁となる区域において特定した沿道建築物は、第1次115棟、第2次228棟、第3次280棟の合計623棟になりました。

また、市が所管行政庁となる区域（5市）においては、各市が第1次緊急輸送道路の沿道を調査し、平成27年9月に合計109棟の沿道建築物を特定しました。

### (2) 計画における指定

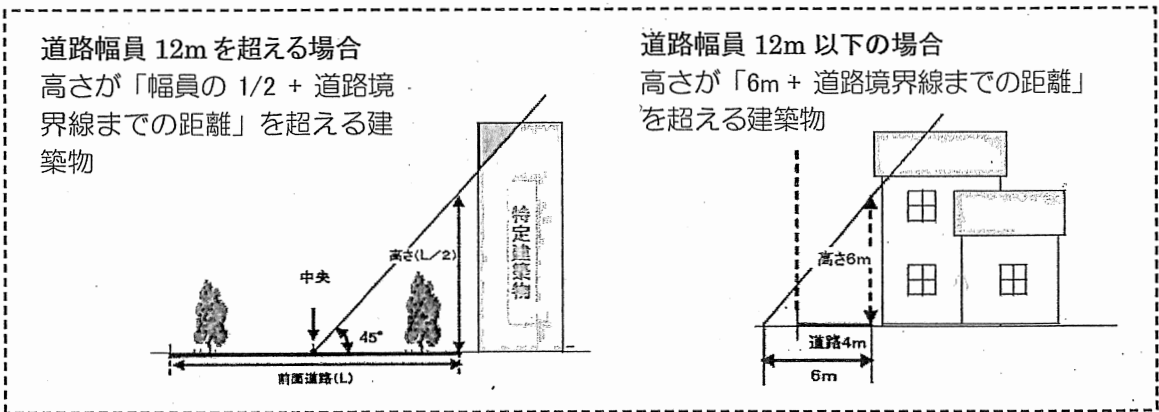
計画では、第1次緊急輸送道路を耐震診断義務化対象路線に指定し、この指定に伴う耐震診断の結果の報告期限は、改定計画の期限である平成32年度末とします。

なお、第1次緊急輸送道路以外の道路については、市町の耐震改修促進計画において、市町の地域防災計画等に位置付けられた緊急輸送道路や避難所等を考慮し、必要に応じて耐震診断義務化対象路線等を指定するよう、市町と協議を進めています。

(3) 耐震診断義務化の対象となる沿道建築物

以下の全てに該当するもの

- ・ 第1次緊急輸送道路の沿道建築物で昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- ・ 建築物の高さが下図に該当するもの





## 維持管理の「見える化」について

### 1 維持管理の「見える化」を行う背景

近年、国道23号木曾川大橋の橋梁部材の破断、中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故など、道路施設の老朽化や劣化により施設利用者や第三者に被害が及ぶような重大な事故が発生しており、今後、同様な事故が発生するリスクが高まっています。また、県民の皆さんが、このような老朽化に伴う事故をメディア等で見える機会が増えたことにより道路等公共土木施設の安全性への関心が高まっています。平成25年度から平成26年度には、道路法の改正等があり、道路の主要な施設について、近接目視による点検が義務付けられました。

こうしたなか、県民の皆さんの不安を払拭し、安心感を醸成するためには、施設の管理者が老朽化の進む公共土木施設の点検やメンテナンスを適切なタイミングで行い、それを広く情報発信することが必要です。

また、事故等が発生した場合の再発防止のためには、多種多様な公共土木施設の中から、同種・類似のリスクを有する施設をできるだけ早く特定し対応する必要があります。そのためには施設やメンテナンス情報を収集、蓄積し一元的に管理していくことが重要です。

### 2 目的

#### (1) 県民の不安払拭と理解促進

- ・老朽化が進む公共土木施設に対する国の統一基準による点検方法や施設ごとの健全性に応じた対応方針等に関する情報を広く発信し、安全性に対する県民の不安を払拭します。
- ・維持管理のための工事や費用負担の必要性に対する県民の理解を促進します。

#### (2) 維持管理の確実性と効率化

- ・施設情報とメンテナンス情報（点検・診断・措置・記録）を正確に把握し、メンテナンスサイクルの確実な実施を図ります。
- ・通常業務の効率化はもとより、インフラに係る事故等が発生した場合の対応に要する時間の短縮を図ります。

### 3 今後のスケジュール

#### (1) 平成27年度

道路法改正に伴い、主要な施設の点検が義務付けられたこと等により点検等に関するデータ整備が進んでいる道路施設について先行し、健全性の割合、個別施設の健全性、修繕方針を「見える化」し、公表します。

#### (2) 平成28年度～平成30年度

県民の皆さんや維持管理に携わる職員がWeb上でシステムを活用し、メンテナンス情報等を閲覧できるシステムを構築します。その後、「見える化」する施設の拡大を図ります。



(参考1) 公共土木施設

- 道路：橋梁、トンネル、横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識
- 河川：大型水門・樋門、排水機場、ダム
- 港湾：臨港道路橋梁、港湾施設、海岸保全施設
- 砂防：砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設

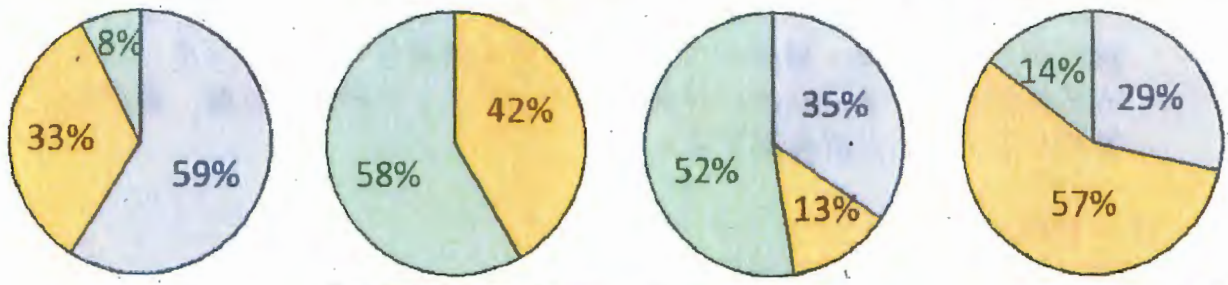
(参考2) 平成27年度における「見える化」イメージ

(1) 施設別の健全性割合

平成27年度の対象：【道路】橋梁、トンネル、横断歩道橋、シェッド  
 ・定期点検結果に基づき施設毎に状態を区分し、公表します。

■橋梁：721橋 (全4,216橋)      ■トンネル：96本 (全126トンネル)      ■横断歩道橋：101橋 (全101橋)      ■シェッド：14基 (全20基)

※上段は平成26年度点検実施数 下段は県管理施設全数



区分	状態
I	走行性・安全性に問題はない施設
II	走行性・安全性に問題はないが、一部に軽微な変状を有する施設
III	走行性・安全性に問題はないが、概ね5年以内に一部の修繕が必要な変状を有する施設
IV	走行性・安全性に問題がある施設

※修繕が必要な施設（区分Ⅲの施設）については、点検完了後、概ね5年以内に計画的に修繕していきます。また、予防保全の観点から、将来的には区分Ⅱの施設の修繕を計画的に実施し、区分Ⅲの施設が発生しないように取り組みます。

(2) 個別施設の健全性

- ・個別施設の状況を管轄市町別にわかりやすく公表します。

橋梁名(フリガナ)		路線名	架設 年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		点検記録
						管理者名	都道府県名	市区町村名	区分
A橋	Aㄥ	〇〇線	1960	10	8	三重県	三重県	〇〇市	I
B橋	Bㄥ	〇〇線	1970	20	8	三重県	三重県	〇〇市	II
C橋	Cㄥ	〇〇線	1960	30	8	三重県	三重県	〇〇市	III
D橋	Dㄥ	〇〇線	1950	40	9	三重県	三重県	〇〇市	II
E橋	Eㄥ	〇〇線	1970	50	9	三重県	三重県	〇〇市	III



## 次期三重県建設産業活性化プラン（仮称）について

### 1 三重県建設産業活性化プランの概要

地域の建設業は、良質な社会資本の整備、災害時等の安全・安心や地域雇用の確保など、重要な役割を担っています。

しかしながら、建設投資の減少に伴い受注競争が激化するなど、建設業を取り巻く経営環境は非常に厳しくなり、その活力をなくしてきていたため、工事の品質低下への懸念、災害等の緊急対応への不安、また、地域経済への影響が課題となっていました。

そこで、「三重県建設産業活性化プラン」（取組期間平成 24 年度～平成 27 年度、以下「現プラン」という。）では、三重県の建設業の将来ビジョンを「技術力を持ち地域に貢献できる建設業～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～」とし、現プラン実現のため、「技術力」、「地域貢献」、「経営力」の3つのキーワードによる、8つの取組を行っています。

これらの3つのキーワードに対し設定した取組目標「工事成績評定点の平均点」、「地域・社会貢献に取り組む業者との契約率」、「売上高経常利益率の平均値」については、平成 26 年度末時点ですべての目標数値を達成しました。

### 2 現プランの問題点

- (1) 建設業界は、高齢化、若年入職者の減少が一層進行するとともに、産業全体に比べて売上高経常利益率が低い状況にあるなど、未だ活性化を感じられる状況までには至っていません。
- (2) 現プランで掲げた3つの課題、「工事の品質低下への懸念」、「災害等の緊急対応への不安」、「地域経済への影響」は、いずれも発注者である県の視点でとらえた課題でした。

### 3 有識者会議の設置

次期三重県建設産業活性化プラン（仮称）（以下「次期プラン」という。）の策定にあたり、有識者で構成する「三重県建設産業活性化プラン検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置しました。

7月22日に開催した第1回検討会議における主な意見は次のとおりです。

#### (1) 若年者の入職促進、人材育成が必要

- ・ 若年者の就職のニーズはあるが、入職は進んでいない。
- ・ 若年者の入職には、労働環境の改善が必要である。
- ・ 若年者の離職防止のため、資格取得の研修などが必要である。

#### (2) 入札契約制度の改善が必要

- ・ 落札率が低く、工事単位での利潤が確保できない。
- ・ くじ引きでの落札が多く、計画的な受注に基づく経営が困難な状況にある。
- ・ 不良不適格業者の排除など、入札参加業者の絞り込みが必要である。
- ・ 受注機会の拡大が必要である。
- ・ 入札手続き等の事務が煩雑であり、労力と費用がかかる。

#### 4 次期プラン策定の考え方

次期プランの策定に当たっては、検討会議での意見等を踏まえ、人材確保・育成と入札契約制度の改善に取り組んでいきます。

#### (参考) 三重県建設産業活性化プラン検討会議 委員名簿

所属	委員職氏名	
国立大学法人 三重大学大学院	教授	酒井 俊典
東日本建設業保証株式会社	三重支店長	堤 洋司
三重県信用保証協会	専務理事	長野 守
公益財団法人 三重県産業支援センター	常務理事	永田 慎吾
三重県中小企業団体中央会	事務局長	別所 浩己
株式会社柳川建材店	代表取締役	柳川 貴子
三重県立津工業高等学校	校長	村井 司
伊賀市	建設部次長 兼建設一課長	中井 秀幸
三重県建設産業団体連合会 (一般社団法人三重県建設業協会)	理事 (副会長)	山野 稔
三重県	県土整備部長	水谷 優兆

## 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

平成26年度において、県土整備部の公の施設で指定管理者が管理を行った施設は次の10施設です。

これらの施設について、指定管理者制度に関する取扱要綱に基づき、平成26年度分の管理状況を報告します。

区分	施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
下水道施設	三重県 流域下水道施設	公益財団法人 三重県下水道公社	H26.4.1~H31.3.31
県営都市公園	県営都市公園 北勢中央公園	株式会社名阪造園	H25.4.1~H30.3.31
	県営都市公園 鈴鹿青少年の森	三重県森林組合連合会 グループ	H25.4.1~H30.3.31
	県営都市公園 亀山サンシャインパーク	株式会社東産業	H25.4.1~H30.3.31
	県営都市公園 大仏山公園	有限会社太陽緑地	H25.4.1~H30.3.31
	県営都市公園 熊野灘臨海公園	紀伊長島リクリエーション 都市開発株式会社	H25.4.1~H30.3.31
県営住宅及び特定公共賃貸住宅	三重県営住宅 〈北勢ブロック〉	鈴鹿亀山不動産事業 協同組合	H26.4.1~H31.3.31
	三重県営住宅及び三重県 特定公共賃貸住宅 〈中勢伊賀ブロック〉	伊賀南部不動産事業 協同組合	H26.4.1~H31.3.31
	三重県営住宅及び三重県 特定公共賃貸住宅 〈南勢ブロック〉	三重県南勢地区管理事業 共同体	H26.4.1~H31.3.31
	三重県営住宅 〈東紀州ブロック〉	三重県南勢地区管理事業 共同体	H26.4.1~H31.3.31

## ■指定管理者の自己評価の基準

### 評価項目1の評価：

- 「A」 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

### 評価項目2、3の評価：

- 「A」 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 当初の目標を達成している。
- 「C」 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

## ■県の評価の基準

- 「+」 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 「-」 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 「 」 (空白) 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

**指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成26年度分> (概要)**

施設の名称	三重県流域下水道施設				県営都市公園 北勢中央公園			
指定管理者の名称	公益財団法人三重県下水道公社				株式会社名阪造園			
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域下水道の機械施設及び電気施設の操作に関する業務</li> <li>流域下水道の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務</li> <li>その他の業務</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務</li> <li>公園の利用者への案内に関する業務</li> <li>条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限</li> <li>公園施設のうち野球場、テニスコートの利用の許可</li> <li>公園の利用の促進</li> <li>その他の業務</li> </ul>			
主な成果目標及び実績	内容		目標	実績	内容		目標	実績
	目標放流水質 (最大値) 【北部浄化センター】	BOD	14mg/l	8.6mg/l	年間公園利用者数	230,000人	230,145人	
		T-N	12mg/l	9.8mg/l				
汚泥含水率 【北部浄化センター】		76%以下	73.6%					
評価項目と内容	H25		H26		H25		H26	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		B		B	
2 施設の利用状況	B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	B		B		B		B	
県の総括的な評価	<p>&lt;指定管理者の評価に対する県の評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下水道施設の運転管理を適切に行い、良好な放流水質を確保し、ライフラインとしてのセーフティネットを確保した。</li> <li>下水道の普及啓発のため、見学者を積極的に受け入れた。</li> <li>大雨等の異常時を除き、放流水質の成果目標を達成するとともに、汚泥含水率についても成果目標を達成した。</li> </ul> <p>以上のことから、いずれの評価項目についても指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</p>				<p>&lt;指定管理者の評価に対する県の評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園施設及び植物の管理を適切に行った。</li> <li>年12回のイベントを開催し、公園の集客に努めた。</li> <li>年間公園利用者数の成果目標を達成した。</li> </ul> <p>以上のことから、いずれの評価項目についても指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</p>			
	<p>&lt;今後の課題又は指定管理者への期待&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も良好な水質を確保するとともに、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減に向けた効果的な点検や適切な維持修繕を期待する。</li> </ul>				<p>&lt;今後の課題又は指定管理者への期待&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き成果目標を達成していくため、利用者拡大に向けたさらなる取組の実施を期待する。</li> <li>利用者の安全を確保するため、より適切な維持管理を期待する。</li> </ul>			



指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成26年度分> (概要)

施設の名称	県営都市公園 鈴鹿青少年の森			県営都市公園 亀山サンシャインパーク				
指定管理者の名称	三重県森林組合連合会グループ			株式会社東産業				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務</li> <li>公園の利用者への案内に関する業務</li> <li>条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限</li> <li>公園の利用の促進</li> <li>その他の業務</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務</li> <li>公園の利用者への案内に関する業務</li> <li>条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限</li> <li>公園の利用の促進</li> <li>その他の業務</li> </ul>				
成果目標及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	年間公園利用者数	260,000人	308,232人	年間公園利用者数	800,000人	753,878人		
評価項目と内容	H25		H26		H25		H26	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		A	-	A	
2 施設の利用状況	B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	B		A		C		C	
県の総括的な評価	<p>&lt;指定管理者の評価に対する県の評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園施設及び植物の管理を適切に行った。</li> <li>施設の利用申込み状況のホームページへの掲載、新設した掲示板への各種情報の提供などにより利用者の利便性を向上させた。</li> <li>年間公園利用者数が成果目標に対し118.6%の達成率となり、目標を大幅に上回った。</li> </ul> <p>以上のことから、いずれの評価項目についても指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</p> <p>&lt;今後の課題又は指定管理者への期待&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き成果目標を達成していくため、利用者拡大に向けたさらなる取組の実施を期待する。</li> <li>利用者の安全を確保するため、より適切な維持管理を期待する。</li> </ul>				<p>&lt;指定管理者の評価に対する県の評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>来場者や地域住民の意見を積極的に取り入れ、公園施設及び植物の管理を適切に行った。また、地域住民やボランティア団体と協力しながら園内の植栽管理を行うなど、住民参加の促進を図る取組を実施した。</li> <li>積極的な自主事業の実施により、園内利用者数及びイベント等利用者数が前年度に比べて増加した。</li> <li>年間公園利用者数の成果目標を達成できなかった。</li> </ul> <p>以上のことから、いずれの評価項目についても指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</p> <p>&lt;今後の課題又は指定管理者への期待&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前年度に比べて年間公園利用者数は増加したが成果目標を達成していくため、利用者拡大に向けたさらなる取組の実施を期待する。</li> <li>利用者の安全を確保するため、より適切な維持管理を期待する。</li> </ul>			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成26年度分> (概要)

施設の名称	県営都市公園 大仏山公園			県営都市公園 熊野灘臨海公園				
指定管理者の名称	有限会社太陽緑地			紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務</li> <li>公園の利用者への案内に関する業務</li> <li>条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限</li> <li>公園施設のうち野球場、テニスコート及びゲートボール場の利用の許可</li> <li>公園の利用の促進</li> <li>その他の業務</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務</li> <li>公園の利用者への案内に関する業務</li> <li>条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限</li> <li>公園の利用の促進</li> <li>その他の業務</li> </ul>				
成果目標及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	年間公園利用者数	220,000人	208,602人	年間公園利用者数	700,000人	724,132人		
評価項目と内容	H25		H26		H25		H26	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		A	-	B	
2 施設の利用状況	B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	B		C		B		B	
県の総括的な評価	<p>&lt;指定管理者の評価に対する県の評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園施設及び植物の管理を適切に行った。</li> <li>平日の利用促進策としてのテニス教室の実施や春、秋に開催するイベントの充実など公園の利用促進を図った。</li> <li>年間公園利用者数の成果目標を達成できなかった。</li> </ul> <p>以上のことから、いずれの評価項目についても指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</p>				<p>&lt;指定管理者の評価に対する県の評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園施設及び植物の管理を適切に行った。</li> <li>道の駅マンボウでのイベントの開催など自主事業の実施により、公園の利用促進を図った。</li> <li>年間公園利用者数の成果目標を達成した。</li> </ul> <p>以上のことから、いずれの評価項目についても指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</p>			
	<p>&lt;今後の課題又は指定管理者への期待&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成果目標を達成していくため、利用者拡大に向けたさらなる取組の実施を期待する。</li> <li>利用者の安全を確保するため、より適切な維持管理を期待する。</li> </ul>				<p>&lt;今後の課題又は指定管理者への期待&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園利用者を増やすため、近隣観光施設と連携し積極的に当公園の魅力情報を発信していくことを期待する。</li> <li>利用者の安全を確保するため、より適切な維持管理を期待する。</li> </ul>			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成26年度分> (概要)

施設の名称	三重県営住宅<北勢ブロック>			三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅<中勢伊賀ブロック>				
指定管理者の名称	鈴鹿亀山不動産事業協同組合			伊賀南部不動産事業協同組合				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営住宅及び共同施設の管理に関する業務(県営住宅の入居者の決定、使用料の決定等を除く)</li> <li>・県営住宅及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務</li> <li>・その他の業務</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営住宅及び県特定公共賃貸住宅並びに共同施設の管理に関する業務(県営住宅等の入居者の決定、使用料の決定等を除く)</li> <li>・県営住宅等及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務</li> <li>・その他の業務</li> </ul>				
成果目標及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均4.3回	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均8回		
	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕等に1時間以内に対応	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕等に1時間以内に対応		
評価項目と内容	H25		H26		H25		H26	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況			A		A		A	
2 施設の利用状況			B		B		B	
3 成果目標及びその実績			A		A		A	
県の総括的な評価	<p>&lt;指定管理者の評価に対する県の評価&gt;</p> <p>・巡回パトロールや「御意見はがき」の配布により入居者の要望等を的確に把握し、対応したことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価(特に優れた実績を上げている)と同じ評価とした。</p> <p>・「建物等の点検確認」及び「緊急対応(迅速かつ誠実な対応)」の成果目標を達成するとともに、アンケートにおいて85.3%の入居者が住宅修繕への迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価(特に優れた実績を上げている)と同じ評価とした。</p> <p>&lt;今後の課題又は指定管理者への期待&gt;</p> <p>・アンケートにおいて86.9%の入居者が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしており、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。</p>				<p>&lt;指定管理者の評価に対する県の評価&gt;</p> <p>・巡回パトロールや意見箱の設置により入居者の要望等を的確に把握し、対応したことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価(特に優れた実績を上げている)と同じ評価とした。</p> <p>・「建物等の点検確認」は目標である毎月2回以上を大幅に上回る月平均8回実施している。また、「緊急対応(迅速かつ誠実な対応)」の成果目標も達成するとともに、アンケートにおいて83.4%の入居者が住宅修繕への迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価(特に優れた実績を上げている)と同じ評価とした。</p> <p>&lt;今後の課題又は指定管理者への期待&gt;</p> <p>・アンケートにおいて87.9%の入居者が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしており、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。</p>			

**指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成26年度分> (概要)**

施設の名称	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅 (南勢ブロック)			三重県営住宅(東紀州ブロック)				
指定管理者の名称	三重県南勢地区管理事業共同体			三重県南勢地区管理事業共同体				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営住宅及び県特定公共賃貸住宅並びに共同施設の管理に関する業務(県営住宅等の入居者の決定、使用料の決定等を除く)</li> <li>・県営住宅等及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務</li> <li>・その他の業務</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営住宅及び共同施設の管理に関する業務(県営住宅の入居者の決定、使用料の決定等を除く)</li> <li>・県営住宅及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務</li> <li>・その他の業務</li> </ul>				
成果目標及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均3.5回	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均3回		
	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕等に1時間以内に対応	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕等に1時間以内に対応		
評価項目と内容	H25		H26		H25		H26	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	A		A		A		A	
2 施設の利用状況	B		B		A	-	A	
3 成果目標及びその実績	A		A		A		A	
県の総括的な評価	<p>&lt;指定管理者の評価に対する県の評価&gt;</p> <p>・巡回パトロールや意見箱の設置により入居者の要望等を的確に把握し、対応したことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価(特に優れた実績を上げている)と同じ評価とした。</p> <p>・「建物等の点検確認」及び「緊急対応(迅速かつ誠実な対応)」の成果目標を達成するとともに、アンケートにおいて82.7%の入居者が住宅修繕への迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価(特に優れた実績を上げている)と同じ評価とした。</p> <p>&lt;今後の課題又は指定管理者への期待&gt;</p> <p>・アンケートにおいて84.7%の入居者が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしており、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。</p>				<p>&lt;指定管理者の評価に対する県の評価&gt;</p> <p>・巡回パトロールや意見箱の設置により入居者の要望等を的確に把握し、対応したことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価(特に優れた実績を上げている)と同じ評価とした。</p> <p>・「建物等の点検確認」及び「緊急対応(迅速かつ誠実な対応)」の成果目標を達成するとともに、アンケートにおいて87.5%の入居者が住宅修繕への迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価(特に優れた実績を上げている)と同じ評価とした。</p> <p>&lt;今後の課題又は指定管理者への期待&gt;</p> <p>・アンケートにおいて97.3%の入居者が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしており、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。</p>			



審議会等の審議状況（平成27年6月3日～平成27年9月14日）

（県土整備部）

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	平成27年7月14日
3 委員	委員長 安食和宏、副委員長 酒井俊典 他5名
4 諮問事項	三重県公共事業再評価の審議について 次の県事業について審議が行われた。 1 公共事業再評価実施事業 ○水道事業 ・北中勢水道用水供給事業
5 調査審議結果	継続審議（8月21日開催の三重県公共事業評価審査委員会において事業継続が了承された）
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	平成27年8月11日
3 委員	委員長 安食和宏、副委員長 酒井俊典 他7名
4 諮問事項	三重県公共事業再評価の審議について 次の県事業について審議が行われた。 1 公共事業再評価実施事業 ○道路事業 ・一般国道368号仁柿峠バイパス ・一般国道422号八知山拡幅 ・一般国道422号三田坂バイパス ・一般国道368号大内拡幅
5 調査審議結果	一般国道368号仁柿峠バイパスが継続審議となった。 他の事業は、継続が了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	平成27年8月21日
3 委員	委員長 安食和宏、副委員長 酒井俊典 他7名
4 諮問事項	三重県公共事業再評価の審議について 次の県事業について審議が行われた。 1 公共事業再評価実施事業 ○水道事業 ・北中勢水道用水供給事業 ○林道事業 ・波留相津線 ○道路事業 ・一般県道一志出家線中川原橋 ・一般国道167号鷺方磯部バイパス ・主要地方道磯部大王線志島バイパス
5 調査審議結果	事業継続が了承された。
6 備考	